

令和7年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会 会議議事録（会議概要）

日時 令和8年2月16日（月）午後2時00分～午後3時35分
場所 四街道市役所 本館1号棟4階会議室
出席者 出席委員：日野委員長、椎名委員、赤松委員、富樫委員、原委員（5名）
欠席委員：小笠原委員、石川委員（2名）
事務局 川田総務部長、齊藤総務課長、塩田主任主事、斉藤主事
公開・非公開の別 公開
傍聴人 0人

会議次第

1. 開会
2. 総務部長挨拶
3. 委員長選出
4. 委員長挨拶
5. 諮問
6. 議題
 - ・議題（1）令和7年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価
 - ・議題（2）令和7年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価
 - ・議題（3）令和7年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価
 - ・議題（4）令和8年度 市民参加手続の実施予定の評価
 - ・その他
7. 閉会

会議の内容

—— 1. 開会 ～5. 諮問 については議事録省略 ——

6. 議題

○議題1 令和7年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

日野委員長 それでは、議事に入ります。
資料No.1 から、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩田） 【資料No.1 文化センター改修工事に係る計画の策定】の概要説明

- 日野委員長 ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
- 日野委員長 市民会議、ワークショップ3回の予定のところ、実際に実施した回数は4回になっています。
2ページを見ると令和7年2月の会議が増えていますが、これは市民の方からの意見や、具体的に市民会議の中で議論が追加されて回数が増えたというような諸事情があるのか。もしわかれば教えていただけますか。
- 事務局
（齊藤課長） 市民意見が活発に行われたということでございます。当初は3回で方針決定を予定していましたが、3回目で方針決定に至らず4回の開催になった。いうことで確認をしています。
- 日野委員長 ありがとうございます。他にご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
- >特になし
日野委員長 それでは、手続きとしては、適切であるとさせていただきます。
- 日野委員長 資料No.2について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局（塩田） 【資料No.2 四街道市手話言語条例の制定】の概要説明
- 日野委員長 ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
- 日野委員長 パブリックコメントの実施にあたって、障害のある方の情報へのアクセシビリティというところは、市としてどのような対応をされていますか。
- 事務局
（齊藤課長） ホームページについては読み上げ機能がありますことや多言語での表示も可能であると承知しております。ホームページにつきましては対応できているという認識をしているところです。
- 日野委員長 障害の程度によってはパブコメの期間が30日では短いというお声もあるかもしれないです。今後の検討だと思いますが、対象となる施策の

内容等を勘案して、例えば、期日の延長を考えながら多様な意見を聞き取るという姿勢は大切であると思います。

日野委員長 その他ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長 それでは、手続きとしては、適切であるとさせていただきます。

○議題2 令和7年度 市民参加手続きの対象としなかった行政活動の手続の評価

日野委員長 議題2 市民参加手続きの対象としなかった行政活動の手続の評価について事務局から説明をお願いします。

事務局（塩田） 【議題2 令和7年度市民参加手続きの対象としなかった行政活動の手続の評価】一括して概要説明

日野委員長 意見・ご質問ありますでしょうか。

富樫委員 議題2の案件がすべて同時審査になっています。予定と実施したシートが同時に委員会で審査されるということについては全然問題ないのですか。

事務局（塩田） 実務的な部分ですが本部会の審査の回数と委員会でお願いしております回数がそれぞれ3回と2回ということで回数が違うということが一つございます。

もう一つは国の法令等、通知や法令改正から実施までの期間が非常に短い場合がございます、条例の内容が決まってから制定までの期間が非常に短くなってしまう場合があります。

このような場合には市民参加の本部会と委員会の審議を一つずつお願いしておりますと制定のタイミングを逸してしまうということにもなりかねないということもございます。このような事態が発生してしまう場合には同時審査というふうにさせていただきます。

日野委員長 本来であれば本委員会で実施予定シートを確認する必要があるのですが、実務上、なかなかタイミングが合わないということが一つと、あとは市民参加手続きの対象となるものでかつ実施しない案件であるとの

ことですね。

例えば、今回の場合であれば市税の賦課徴収であるとか、国の基準の変更だというもので市民の参加を促す必要性が極めて低いと判断できるものについては同時での審査をしていくという運用もこれまでしております。事務局の説明はその点について理解いただきたいということです。

富樫委員よろしいですかね。委員会の開催回数が限られている中で、審査のタイミングが難しいところでもあります。

富樫委員 状況はよくわかりますが特にそれで運用上問題ないということであればよいと思います。

日野委員長 本来であれば予定シート全てを我々の方で確認をしていくということになります。逐一やっているとなかなかこれは年3回の本部会と年2回の委員会ですのでまとめて審査するというのが難しくなってしまいます。

適用除外の可能性が高いもの、逆に適用除外か微妙なところは事務局から委員長への事前相談もあります。その段階で手続きに関してフィルターがかかっているということで運用させていただきます。よろしいですか。

日野委員長 はい。ありがとうございます。その他いかがですかね。
ご意見よろしいですか。

>特になし

日野委員長 それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題3 令和7年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

日野委員長 議題3 令和7年度市民参加手続の実施予定追加の評価、こちらも併せて一括で事務局から説明をお願いします。

事務局（塩田） 【議題3 令和7年度市民参加手続の実施予定（追加）の評価】の概要説明

日野委員長 資料No.17の防災計画の修正について軽易な修正となっていますが、具体的にどういった点が軽微な修正なのかわかりますでしょうか。

四街道市地域防災計画の修正ということで何か文言の修正なのか、軽易というのとどれぐらいの軽易なのかも内容を確認したい。

事務局（塩田） 資料No.17の四街道市地域防災計画の修正につきましては土砂災害区域の指定が増えたことによる変更でございます。この指定は千葉県が行っております。あとは誤記訂正などを行う予定とのことでございます。

日野委員長 指定の追加ということですか。それとも、その情報の修正というところですか。
その他、委員の皆様方がいかがでしょうか。

日野委員長 資料No.14四街道市高度地区指定基準の制定につきまして、県が策定した指定基準が市に降りてきたということだと思います。
参加手続きを見ると都市計画審議会が開催されパブコメを行うことは手続きとしては当然妥当なのですが、この実施予定のところで指定基準を審議会の方で策定するのが10月、そのあとにパブコメを実施するという流れで理解してよろしいですかね。
令和8年の1月まで審議会ということですが、先に市民の方への手続を進めるのではなく、まずは審議会で精査いただくという流れが一般的だと思うのですが、このあたりいかがですか。

事務局（塩田） 都市計画法によりまず都市計画審議会でございますが、こちら審査の流れといたしましては、都市計画審議会で決定したものを公布していくというような流れになります。
その前に市民の皆様からのご意見、利害関係者からの意見などを聴取いたしまして、その内容を反映したものを都市計画審議会にかけることになります。例えばこの手続きが逆転いたしますと、都市計画審議会が決定したものに対してご意見をいただいて、そこで変更があった場合には、もう一度都市計画審議会にかけて、都市計画決定手続きをしなければならぬということになりますので、堂々めぐりのようなことにもなりかねないということになりますので都市計画法上の手続きとして、ただいまのような順番でやらせていただきたいと思います。

日野委員長 基本的には住民、市民の方にお聞きするというのは審議会の審議経過を踏まえた後とし、まずは審議会でお伺いするのが一般的だと思います。

す。

利害関係者の意見聴取については他の事案でもありましたが、例えば業界団体などの意見聴取というのはその他の方法で行ってから都市計画審議会に案を出して色々な議論をしていただいた上で最終的に市民の方のチェックがかかるというプロセスが望ましいとは思いますが。その辺りはまた少し所管課とご相談していただければと思います。

日野委員長 ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長 それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題4 令和8年度 市民参加手続の実施予定の評価

日野委員長 令和8年度 市民参加手続の実施予定の評価について事務局から説明をお願いします。

事務局（塩田） 【令和8年度 市民参加手続の実施予定の評価】一括して概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

富樫委員 資料No.30と31がパブコメだけでいいという判断をされた理由についてお伺いしたい。
もう一点は資料No.31の方はもう少し丁寧に意見を吸い上げた方がいいのではないかという気はいたしますがどうでしょうか。

事務局（塩田） 資料No.30と31の2件につきましては、行政手続き条例に該当する部分でございまして、行政手続き条例に該当する場合には規定上は一つだけの手続きで良いとなつてございまして、その規定に沿って担当課の方で手続きを一つとしているものでございます。

日野委員長 富樫委員いかがですか。

富樫委員 理由は理解しました。
内容が詳しくわからないので何とも言いがたいところはあるのですが。

- 日野委員長 資料No.30の保育所の保育に関する規則では利用者人数の部分で踏まえながら利用調整、優先順位とか調整順位の見直しということですので、そういう抽選のあり方という部分の検討ということですよ。具体的な内容、給付の内容の手続きとか、抽選のあり方というところの議論ですので、ここは市民の方に意見提出手続き、パブコメという形で進めていく。そこにしっかりと書いていただくように周知を徹底していただきたいと思います。
- 資料No.31は、障害者の皆さんの生活用具の給付の基準ですか。近隣の調査、現状に合わせた用具の見直しや追加、器具というのはどんどん新しくなるので指定する器具の再調整とか見直しをされるという理解ですかね。
- 今現在、どういう器具が先進的なものなのかということについての把握はしていませんが、先ほど特に意見提出のところでありましたように、こちら案件についても丁寧に、障害の有無を問わず多様な意見をしっかりと聞いていただくような形にはしていただきたいと思います。そういった意味で意見聴取をしっかりとさせていただくということをお願いいたします。
- 富樫委員 パブコメはなかなか出てこないもので、他のやり方もあるのではないかと気はいたしますが、意見を丁寧に拾っていただければいいのではないかと思います。
- 日野委員長 非常に重要な指摘だと思います。よろしく申し上げます。
- 日野委員長 資料No.29の駅北口第1自転車駐車場の位置というのは、銀行の並びの3階建てのところでしょうか。そこが古くなってきたので今度改修という話ですね。
- 事務局（塩田） 自転車駐車場と自動車駐車場が一体的になっているところです。そのエリアで自転車駐車場と他の施設、二輪と自動車駐車場を含めた全体的な整備をかけたところとする案を作るようなことでは聞いてはおりません。
- 日野委員長 駐輪場だけではない、市施設として複合的な施設になる可能性もあるということですか。

整備の内容によっては市民の方の意見は聴取できるようにした方がいいのではないかと思います。

令和11年10月着工なのでかなり早い段階、今年の9月でパブコメが実施されます。全体の計画がどれぐらいのスピード感をもって進められるのかにもよるのですが、駐輪場だけでなく複合的にされるのであれば市民の方々の共有、公共施設ですからもう少し市民の方から意見も丁寧に意見を拾っていただくとありがたいというふうには思いました。

例えば、資料No.1の文化センター改修工事のようなやり方にするのか。この点、所管課ともご相談いただいた方がよろしいかなと思いました。

日野委員長 早い時期に行うのは何か理由があるのですか。最近の建築資材高騰などからですか。

事務局（塩田） 確認はしてないのですが、例えば補助金等を活用するとなればその年度を含めてある程度の期間を設けて全体の日程を組んでいるというようなことも考えられます。

日野委員長 そういう日程も含んでいる可能性もあるということですか。

赤松委員 一点教えてください。
審議会等の手続きについてですが、例えば資料No.2の手話言語条例の制定のときに、諮問日と答申日が同じ日です。それはそれで結果的には全然問題はないのですが、そういうものなのですか。

日野委員長 事務局からご説明をお願いします。
資料No.2の2枚目実施状況シート3をご覧くださいと意見を求めた日と意見提出された日が一致しているということ。審議会1回で答申と諮問をやりとりしているという理解でいいですか。

事務局（齊藤課長） 実施状況シートの意見提出に至る審議過程という項目のところに市が提示した条例案に対して議論を重ねということで記載がありますように、これまでも複数回に亘って審議会でも議論を重ねておましてその議論を基に諮問して当日答申をいただけたということです。

日野委員長 即日での諮問・答申はなかなか難しいですから。

事前に相談されている経緯があったということです。
よくわかりました。

日野委員長 それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

日野委員長 議題1から4については、審議がすべて終了いたしました委員の皆様方のご協力ありがとうございました。
答申案につきましてはそれぞれすべて適切であるということになりましたので、答申文の表現については委員長一任をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

> 異議なし

日野委員長 ありがとうございます。
最後にその他ということで事務局から3点あります。
事務局からお願いいたします。

事務局（塩田） 【以下、3点について説明】

- ①市民提案制度の応募状況の報告
- ②より良い市民参加手続きに向けた取り組み（案）について
- ③次回会議の予定(令和8年7月頃)

日野委員長 ありがとうございます。それでは、事務局へお返しいたします。

○閉会

事務局 それでは令和7年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会を終了し
（齊藤課長） ます。

> ありがとうございます。